

この車両は、廃棄物処理法第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両であり
当該用務に使用中の場合、大阪府道路交通規則第2条の7第3項第6号に基づき

駐車禁止の規制及び時間制限駐車規制の対象から除かれる車両 である

許可番号	
業者名	
車両番号	

年 月 日

大阪市環境局長

印

裏面

※根拠法令

大阪府道路交通規則第2条の7

(駐車禁止の規制等の対象から除く車両)

第3項 法第4条第2項の規定により道路標識等による法第45条第1項の駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項並びに第49条の4の時間制限駐車規制の対象から除く車両は、次の各号に掲げるものとする。

第6号 廃棄物処理法第6条の2又は第7条の規定による一般廃棄物の収集のため使用される車両で当該用務に使用中のもの

※注 意

これは収集業務の性格上、例外的に認められたものであり、収集行為の伴わないものや、逸脱した行為があった場合は適用されない。